

2002 年第 157 號法律公告

《2002 年專利 (一般) (修訂) (第 2 號) 規則》  
(根據《專利條例》(第 514 章) 第 149 條訂立)

1. 生效日期

本規則自 2002 年 12 月 20 日起實施。

2. 在專利批予後修訂說明書

(1) 《專利 (一般) 規則》(第 514 章, 附屬法例) 第 39(1) 條現予廢除, 代以——

"(1) 凡法院根據本條例第 46(1) 條作出命令, 容許就某專利修訂說明書, 該專利的所有人須向處長提交該法院命令的通知。"。

(2) 第 39(2) 條現予修訂, 廢除 "庭命令的核實" 而代以 "院命令的蓋印"。

(3) 第 39(3)(a) 條現予修訂, 廢除 "已藉法庭命令予以" 而代以 "經法院命令容許"。

3. 時限的更改

第 100(2) 條現予修訂, 廢除 "39(1)、"。

專利註冊處處長

謝肅方

2002 年 10 月 23 日

註 釋

本規則修訂《專利 (一般) 規則》(第 514 章, 附屬法例), 以——

(a) 澄清就已有根據《專利條例》(第 514 章) 第 46(1) 條作出的法院命令容許修訂的專利說明書而言, 專利的所有人須向專利註冊處處長提交有關法院命令的通知, 而通知並須附同法院命令的蓋印副本;

(b) 取消須於一個月內提交通知的時限; 及

(c) 作出輕微修訂, 以使《專利 (一般) 規則》(第 514 章, 附屬法例) 第 39 條的用字與《專利條例》(第 514 章) 第 46 條的用字一致。